

質問者氏名 広 吉 敦 子

目 安 時 間 4 5 分

1 市民参加について

高度経済成長期には市民が物質的豊かさを求め自治体は開発や建設を進めてきました。

次なる I C T 期には市民が情報を持つようになり自治体に意見を言うようになりました。そして今市民は低経済成長期、人口構造変化の中、生活者として精神的豊かさを求めるようになってきました。豊かさとは人それぞれ違うもの。一人一人がまちづくりに参画し、共有しながら自分の持てる力を発揮し、自分の住んでいる地域を豊かにすることが大切な時代です。

- (1) 目黒区は市民参加についてどのような理念を持っているのか伺います。
- (2) 市民と意見交換する機会「説明会」「懇談会」は信頼関係を築く絶好の機会。区職員のファシリテーター力を磨く研修をすべきだと思うがいかがか。

2 子ども放課後教室について

現在 22 小学校のうち 13 校の小学校に子ども放課後教室があります。早く全小学校と広がっていくことが望ましいですが、それと同時に質の向上も目指すべきです。

- (1) 実施校の横の連携が図れる協議会をつくることで運営ノウハウ、情報やアイデア共有、人材連携等が可能になると思うがいかがか。
- (2) 子ども放課後教室の紹介として H P、チラシ等があるが、学校保護者、

関係者だけでなく地域の方たちが見ても内容、最新の情報が閲覧できるように充実させるべきだと思うがいかがか。

3 待機児童対策について

1 2 月半ばに締め切りを迎える認可保育園申請に向けて、2 階の子育て支援部窓口には多くの保護者が不安な面持ちで列に並んでいます。来年度、4 月には、今年度以上の待機児童が出てしまうのではないかと危惧しています。

- (1) 年度初めの4月にこだわらず、年度途中での認可保育園開設に向けて今から取り組まれてはいかがか。
- (2) 今後の打開策として、全庁的に区有施設の一部でも保育所に転用できる場所を洗い出してはいかがか。

質問者氏名 鴨志田 リ エ
目 安 時 間 3 0 分

1 女性活躍支援法について

目黒区は区議会女性議員と女性団体が主体となり、2 3 区で最初に男女が平等に参画する条例を制定した。「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍支援法）」が制定され、平成28年4月1日から地方公共団体は、女性の活躍推進に向けた行動計画の策定などが新たに義務付けられた。

- (1) 区域内の女性の職業生活における活躍についての推進計画の策定は努力義務であるが、本区はどう対応するか。
- (2) 内閣府はかねてより指導的地位に占める女性の割合を2020年までに30%を目標設定している。行動計画の策定には目黒区職員の数値目標を盛り込む等、どのような内容を考えているか。
- (3) 地域において、女性活躍推進に係る取り組みに関する協議を行う「協議会」を任意で組織することができる。本区は男女平等・共同参画審議会でも男女が平等に共同参画する社会づくりの一役を担っているが、協議会設置をどのように考えているか。
- (4) 目黒区職員の半数以上は女性だが、女性管理職割合は低い。新たな試みとして保育士や児童支援員を管理職に育成する取り組みを提案す

るが、見解を伺う。

2 上目黒一丁目地区プロジェクトについて

平成7年に旧国鉄清算事業団から目黒区と東京都が取得した土地、いわゆるJR跡地の8,500㎡余の内、目黒区は4,270㎡を32億2千万円余で取得した。20年を経た本年、売却先が決定したが、この間、JR跡地取得の金利や維持管理費を含めると40億円を超える税金を費やした。

取得後、数度にわたる計画変更は、本区の情勢の変化や都区双方の財政状況、地域の懇談・協議会の意見一致が得られなかった点、また、区財政の急激な悪化等による。しかし、40億円を超える区の投資が、20年間と長期にわたって活用されなかった経緯を検証し、今後の意思決定のあり方や政策に活かす必要がある。

- (1) 用地取得当初に計画していた福祉施設等は区内の他の場所で整備を実現し、あるいは筋道をつけてきた。平成18年11月に都と区で締結した基本協定では、区民住宅と高齢者福祉住宅、商業、文化施設等を整備するとし、平成19年8月に民間活力を活用した街づくりである都の「先行まちづくりプロジェクト」事業に指定された。目黒区として希望する施設整備がまとまったとし、その手法は民間事業者に50年間の定期借地権で地代収入を得る内容だった。地元の懇談・協議会は、この区案に対し地域特性が活かされた計画ではないとし双方の意見一致が得られなかった経緯がある。

今後、四中跡地はじめ、区有地及び施設の活用は地域特性を見極め、周辺地域と目黒区の未来を見据えたグランドデザインを描き特色ある街づくりを推進すべきと考えるが、見解を伺う。

- (2) 「先行まちづくりプロジェクト」に対し地元の懇談・協議会が停滞する中、本区は当地の売却を決定した。財政難にならなければ売却を決定しなかったとも言えるが、街の将来像と財政面を含め、売却先が東京音楽大学に決定したことはピンチをチャンスに変えた。平成31年の開校に向けて、まちづくりの誘導目標の実現と地域特性を活かした計画を推進するに当たり、本区の取り組みについて伺う。

質問者氏名 竹 村 ゆうい

目 安 時 間 30分

- 1 目黒区はアクションプログラムの一環として、区議・区長・区管理職の給与を抑える取り組みはされていますが、一期ごと2,000万円の区長退職金制度には手をつけられていません。

また、目黒区は目黒区議会議員選挙と目黒区長選挙の時期が1年ずれており、選挙にかかる税金負担の大きさが多くの区民の方々からも問題視されています。

- (1) 世田谷の保坂展人区長は一期ごと2,300万円の区長退職金を廃止しています。

区長は、これからの目黒区長に求められる政策として「区長退職金廃止」を必要と考えるか伺いたい。

- (2) 例えば2,000万円の区長退職金を一期ごとではなく最終任期を終えた際のみの退職金にするといった変更など、区長退職金の制度変更を考えているのか伺いたい。

- (3) いつか区長が職を退くと心に決めたときには、従来の目黒区議会議員選挙と目黒区長選挙の同日開催が実現できるように調整をすべく、任期途中で退職をされる考えがあるのか伺いたい。

- 2 日本は1994年に「子どもの権利条約」とも言われる「児童の権利に関する条約」を批准しており、その条約では親子不分離の原則が明示されています。

2014年4月に日本も批准した「ハーグ条約」では国際間の子どもの不法な連れ去りを禁止していますが、国内での法整備が遅れていることが問題となっており、様々な自治体から国に法整備を求める意見書・陳情が提出されています。

平成24年7月15日号のめぐろ区報ではハーグ条約批准に関する目黒区の取り組み姿勢が「引き渡しが必要な場合には、現場に児童心理の専門家が立ち会い、子どもがこの間の事情についてきちんと説明を受けることができるような制度づくりが必要です。国外だけでなく、国内の一般的な子の引き渡しに関しても、子どもの人権に配慮したルール作りが求められています」のように明示されており、目黒区ホームページで

も「離婚と子どもの人権」と題したページにしっかりと発信されていることから、別居・離婚後の親子に対する今後の目黒区の迅速な支援体制整備が期待されるところです。

日本では、毎年23万組の夫婦が離婚しています。その6割に未成年の子どもが、4割に乳幼児がいると言われています。このうち、子どもとの面会交流ができていない親は7割にもなると言われ、毎年16万人の子どもが片親との関係を断絶させられているとも言われています。

こうした親子断絶を防止する法整備を目的とした「親子断絶防止議員連盟」も2014年3月18日に設立されました。

児童の権利に関する条約第9条には、「児童の最善の利益に反する場合を除くほか、父母の一方又は双方から分離されている児童が日常的に父母のいずれとも人的な関係及び直接の接触を維持する権利を尊重する」とあります。

2012年4月には民法766条が改正され、「父母が協議上の離婚をするときは、子の監護をすべき者、父又は母と子との面会及びその他の交流、子の監護に要する費用の分担その他の子の監護について必要な事項は、その協議で定める。この場合においては、子の利益を最も優先して考慮しなければならない」と離婚時の養育費や面会交流の分担を取り決めることが明文化されました。

しかしながら、離婚届出書は養育費や面会交流を取り決めなくても受理されることから、平成24年度のデータでは、離婚届出書の養育費と面会交流の取り決め記載があるのは全体の50%前後にとどまっています。

離婚が子どもに与える悪影響を避けるために、子どもの最善の利益を考えなくてはなりません。別居親も子供の成長に関わっていくことが、離婚後の子どもの精神的負担を和らげることになり、子どもの心の支えとなります。子どもにとっては、両親と強い愛着関係を形成することが、生涯に渡る人格形成をする上で何よりも大切です。夫婦の別れ＝親子の別れであってはならない、そう強く思います。

ここ数年で全国30以上の自治体から「別居・離婚後の親子の面会交流の法制化と支援を求める意見書」や「離婚後の共同親権・共同監護の法制化を求める意見書」が国に提出されています。

東京都でいえば既に、国立市、小金井市、日野市、立川市、国分寺市、小平市、清瀬市、狛江市、杉並区、昭島市から国へ意見書が提出されており、世田谷区、大田区、豊島区、練馬区、千代田区でも動きが活発になってきています。

兵庫県明石市では、別居・離婚後の親子の面会交流、養育費の取り決め等を支援するために様々な施策を打ち出しています。泉房穂市長は「行政が家庭にしっかりと関与し、支えていく時代が始まった」と語り、明石市では夫婦間での話し合いでの参考資料となる「こどもの養育に関する合意書」「こども養育プラン」を作成し離婚届出書と共に配布しています。明石市役所本庁舎では「こども養育専門相談」を毎月開催しています。

- (1) 決算特別委員会での区長の「親が子どもを養育できなくなったとき、基礎自治体としてしっかりと関わる。地域でしっかりと子どもを育む」という言葉を実現すべく、隣接区や近隣自治体の取り組み以上に離婚と子どもの人権に関する支援を強化していただきたいが、区と区長の考えを伺いたい。
- (2) 目黒区においても、兵庫県明石市の取り組みを参考に、別居・離婚後の親子の面会交流、養育の取り決めに対する公的支援体制・相談体制を整備していただきたいが、区と区長の考えを伺いたい。

質問者氏名 飯 田 倫 子

目 安 時 間 5 0 分

1 公職選挙法改正に向けての教育現場の対応について

来年参議院選から「18歳以上」の有権者が誕生することになった。投票率の慢性的に低い本区としては、何らかの努力をして投票率向上に繋がりたいところだが、先般の御答弁では選挙管理委員会が様々な啓発活動を行っていくと頂いた。だが、別の自治体では既に自治体が自発的に考え实际的な行動を起こし、学校現場で生徒に対し、積極的な政治に対する関心を持ってから投票に行ってもらおうと工夫を始めている所がある。この10月には文科省より都道府県教育委員会宛てに高校生の政治的活動について「新通知」が配付されたと報道にあったが、

- (1) 本区教育委員会にもこの新通知は届いているか。届いていたら本区の教育委員会としては、この内容を踏まえどのように学校現場と連携されるか。通常の管轄は区立の小・中学校となっているが、この度の制度改正で高校への教育委員会としてのスタンスを伺う。
- (2) 学校現場の教師はこの投票権に対し少なからず生徒にどう接するか不安を抱えていると考えられるが、本区としてはこの新通知の内容をどう学校現場に働きかけていくか。
- (3) 総合教育会議はいつ何回開かれたか。この新公職選挙法については議題になったか。
- (4) 選挙管理委員会としては啓発活動以外に高校の授業などに具体的な方針としてグループワークなど何か教育施策を検討し全ての区内高校に対し、公立・私立の別なく提案していくか。

2 改正国家戦略特区法について

この度の改正国家戦略特区法では、我が国が抱える様々な課題について規制緩和を盛り込みいくつかの事項が発表された。

(1) 都市部公園への保育所設置について

2017年までに待機児童ゼロを目指し、都市公園内に保育所設置の解禁がされた。これに向けて本区ではどのように実施していくか。

(2) 民泊について

最近では、我が国への外国人観光客の増加が著しく、2014年の総計より本年度では1,341万人以上とさらに増加中で、政府はこれを地方創生に結び付け、成長戦略の一環として特区エリアを限定した。東京都も含まれ、従来の法律や条例を緩和してエリアの活性化を図ると同時に、2020年オリンピック時には3,000万人の外国人受け入れを計画している。

ア インターネット民宿サイトも出回っており、本区においてこの問題がどのような状況になって表れているか伺う。

イ 本区としての一貫した方針を定め、発表すべきだが区長の基本的考えを伺う。

ウ 特区規制緩和に関しては、本区の方針を早めに区民や不動産事業者団体へ周知されたいがいかがか。

3 大学との連携について

今、政府の方針に沿った形で地方自治体が様々な企画を始めているが、本区内には全国的に有名な優秀大学があり、本区各所管が連携講座などを行っている。本区の未来のために、他区にはできない密接な官学連携のビジョンを打ち立ててほしいがいかがか。

質問者氏名 関 けんいち

目安時間 40分

1 「チーム学校」について

昨年公表されたOECD調査によると、日本はOECD参加国のうち、教員の勤務時間が最も長いという結果であった。何から何まで教員が対応に追われ続けてきた結果、「世界一忙しい教員」と言われるようになり、最も大事な授業に専念できていない様子も区内の中学校で散見された。多様化する様々な問題を打破するため、文部科学省の諮問機関である中央教育審議会にて検討を進める「チーム学校」という取り組みが今年7月中間報告をまとめており、その考えに照らして、目黒区で不足している点や対応することができる分野を探り、子どもたちの未来に希望が持てる教育環境への改善に向け、質問する。

- (1) 学校内で起こる様々な問題に対し、スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーが、現状の体制で十分と捉えているか。
- (2) 教員が本来業務の「授業」及び「授業の計画・準備」に直行するために、教員以外の専門スタッフが授業以外に費やす活動を受け持つ棲み分けができた場合、児童・生徒に対して望ましい教育が展開できると考えているか。

2 区内の空き家・空き部屋の利活用について

今年6月の定例会議で区内の空き家が約15,000戸あり、精査するために実態調査を進めると答弁があり、「倒壊が危惧されるほどの物件は、さほど多くないと認識している」とも言われ、利活用の対象が非常に大きいと認識した。

一方、10月に行われた国土交通省会合では、有効活用が容易な賃貸を除く物件は全体の15%であり、実態調査で対象を明らかにしていく必要性を感じた。

時事通信社による「空き家対策の処方箋」セミナーでは、日本の空き家・空き部屋は2013年度に820万戸で毎年上昇を続けるも、所有者が流動化を求める割合は1割程度であった。良質な空き家を、行政利用に結びつける手立てに知恵が必要だ。何ら手を打たなければ地域に迷惑を及ぼす危険な物件になるだけで、動けた場合を想定し進めていくことが価値的と捉え、質問する。

- (1) 空き家実態調査は、具体的にいつからどのように進めていくのか。
- (2) 空き家・空き部屋の所有者に対するアプローチでは、目黒区に物件を貸し出すメリットを策定し、目黒区においても需要を満たす価値的な運用が図れるよう対策を講じることが効果的と考えるが、所見を伺う。

3 自転車走行空間の整備に当たって

我が会派が行ってきた一連の質疑で、交通安全の具体的な整備や安全教育等についてまとめる総合計画が平成29年度までに策定するに至った。近隣区の中で最後発となる目黒区が整備計画策定に臨むにあたり、考え方を確認する。

近隣各区で自転車ネットワーク整備計画が策定される中、目黒区の着手はあまりにも遅いとの指摘もあり、走行範囲が近隣区にまたがり、整備が遅れるだけ、不慮の事故や公害汚染の低減に寄与せず、早急な対応が求められる。

先進的に取り組む港区に伺うと、区道25km区間を平成32年までにと目標に掲げ、7kmが完了している。生活道路は全てナビマークで対応、課題は警察との折り合いがつかないことだと言われていた。今の関心は自転車シェアリングで、区内各所にサイクルポートを敷設し、見どころを自転車で回遊する仕掛けが展開されていた。様々な点で先を越されている目黒区の姿勢について質問する。

- (1) 自転車ネットワーク整備計画を近隣各区では、駅周辺や公共施設、商業地等への自転車による動線を定めており、他区では移動するためのネットワーク路線が整備計画をもとに着々と進めているが、この状況をどう受け止めているか、所見を伺う。
- (2) 港区に状況を伺うと、現時点の課題は交通管理者である警視庁との折り合いがつかないことだと言われていた。目黒区においては、こう

した課題に、どのようなアプローチで環境整備に当たるのか、所見を伺う。

質問者氏名 鈴木 まさし

目 安 時 間 45分

1 区内の空き家の実態把握と条例制定について

本年5月26日に「空き家対策特別措置法」が全面施行され、各自治体では法令の施行に伴い「空き家の適正管理に関する条例」が次々と制定されている。空き家対策に取り組むに当たっては、まず区内の空き家の実態を把握し、特定空き家と問題空き家の区別、さらに空き家の所有者を特定することが不可欠である。

(1) 区内の空き家の実態を把握するための方針と準備はどのように計画されているのか。また、実態調査の際には所有者に対して、所有空き家の再活用に関する意向調査も併せて行う方針であるか伺う。

(2) 空き家の実態調査の結果次第では、目黒区の空き家適正管理に関する条例を制定し、迅速に整備すべきであると考ええる。空き家対策をどのように制度化していくのか伺う。

2 介護離職者ゼロへの取り組みについて

この10年間の介護離職者数は再就職できない離職者だけでも年平均で7万人以上となっており、介護離職者の多くは40代から50代の企業を支えている中間管理職者である。これは日本経済にとって大きな打撃となり、目黒区も含めた自治体の税収確保にも悪影響となる。

(1) 政府が介護離職者ゼロに向けた取り組みを重要政策としたことを受けて、区でも課題解決に向けた実態把握を進めていくのか伺う。

(2) 介護離職者の防止対策として、「介護休業法」や「介護休業給付制度」を周知すべきであり、区が定期的を開催している事業者連絡会などで周知活動を行うべきと考えるがいかがか。

3 新たな税外収入の確保について

少子高齢化による区内生産人口の減少、法人住民税の一部国税化による税収減などの収支悪化要因が多いことから、新たな視点を導入し、民間活力を積極的に取り込んだ歳入対策を講じなければならない。

(1) 税外収入を高める視点の一つに、ふるさと納税、いわゆる寄付金がある。ふるさと納税は全国から好きな自治体に寄付することが可能であり、ふるさと納税を高めていくために全国に向けた目黒区の魅力発信を強化するべきと考えるがいかがか。

(2) 全国の自治体では様々な工夫と組織体制により税外収入の確保に取り組んでいる。中でも注目されているのが、クラウドファンディングを活用した歳入確保である。今後の新たな税外収入確保に向けた計画や検討材料を伺う。

4 自治体交流の推進について

自治体交流は交流先の数が多ければ良いというものではない。自治体交流には担当職員の配置や交流予算確保を要することから、交流先が他の自治体では実現しない背景を持ち、相互理解の中で成果が見込まれることが重要になる。私の地元の駒場を例に挙げると、加賀百万石の藩主前田家が金沢市と目黒区駒場の地を繰り返し転居してきた歴史的背景がある。目黒区はこのような背景のある自治体との交流を推進すべきと考えるがいかがか。

以 上